

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

矢板市 あんしん・ささえあいプラン 〔第7期計画〕



平成30年3月
矢板市

はじめに



我が国では、高齢化が急速に進行しており、平成28年には総人口に占める65歳以上人口の割合は27%を超え、国民の4人に1人以上が高齢者という超高齢社会を迎えております。矢板市においても、平成29年度に高齢化率が初めて30%を超えるました。今後も高齢化はさらに進み、介護を必要とする方や認知症の方、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が予想されるところです。

こうした状況において、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに医療や介護、住まい、日常生活の支援等が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいります。

さらには、この地域包括ケアシステムの深化及び推進を図る中で、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える様々な方に対して包括的な支援を行う「我が事・丸ごと」の地域福祉を推進し、市民一人ひとりが地域の問題や課題解決のために役割を担い、公的機関等と協働し、互いに支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

このような時代の大きな流れと矢板市としての大局的な施策展開を踏まえ、矢板市が取り組む高齢者施策の具体的な方向性をお示しするため、このたび、平成30年度から32年度までを計画期間とする「矢板市あんしん・ささえあいプラン【第7期計画】」を策定いたしました。このプランに掲げた「相互理解と協働による支え合い」、「安心と豊かさを実現する保健・福祉」という理念の下、高齢者が地域で安心して豊かな生活を送ることのできる矢板市の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定に当たり貴重なご意見をいただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査にご協力いただいた市民の皆様、さらには関係機関・団体の皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成30年3月

矢板市長 齋藤 淳一郎

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけと期間	4
3 計画の策定体制	5
第2章 矢板市の高齢者を取り巻く状況	6
1 矢板市の人口と世帯の状況	6
2 矢板市の介護保険事業の状況	8
3 アンケート調査結果	13
4 矢板市の高齢者を取り巻く主な課題	22
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 矢板市の地域福祉像	24
2 第7期プランの基本理念	25
3 基本目標	26
4 保健・福祉エリア、日常生活圏域と介護サービス基盤	28
5 矢板市の高齢者数等の将来推計	31
6 計画の全体像	34
第2部 地域包括ケアシステムの構築	35
第1章 孤立防止と質の高い生活づくり	38
1 孤立防止事業の充実	39
2 交流の促進	41
3 社会活動への参加促進	43
4 生涯学習・スポーツの推進	46
第2章 健康づくりと介護予防の推進	48
1 保健事業の充実	49
2 介護予防の普及と啓発	53
3 介護予防事業の推進	57
第3章 日常生活支援の充実	59
1 生活支援サービスの充実	60
2 安全確保事業の充実	63
3 相談事業と権利擁護の推進	66
第4章 高齢者の暮らしを支える地域づくり	68
1 地域包括ケアシステムの基盤強化	69
2 在宅における医療と介護の支援	72
3 認知症施策の推進	77
4 高齢者が暮らしやすい環境づくり	80
第5章 介護サービスの充実	84
1 介護サービス基盤の整備	85
2 介護サービスの量の見込み	88

第3部 介護保険事業の適切な運営.....	95
第1章 介護保険事業費用と介護保険料	97
1 介護保険事業費用の見込み.....	97
2 第1号被保険者介護保険料.....	101
第2章 給付の適正化と事業の円滑化	104
1 介護給付の適正化	104
2 介護保険事業を円滑に運営するための方策	106
 第4部 計画の推進に向けて	109
第1章 計画の推進体制の充実.....	111
1 計画の周知と情報提供の充実.....	111
2 連携体制の強化	112
3 マンパワーの確保	113
第2章 計画の評価・見直し	114
1 進捗状況の把握・評価.....	114
2 計画の見直し	114
 資料編	115
1 矢板市高齢者プラン策定委員会設置要綱	117
2 矢板市高齢者プラン策定委員会委員名簿	118
3 計画策定の経過	119
4 用語解説	120

【本文中の元号表記について】

2019年5月1日以降、元号が「平成」から新たな元号となります。本冊子においては、2019年5月1日以降も「平成」の元号表記を採用することを基本とし、必要に応じて「平成」と西暦の併記または西暦のみの表記を行うこととします。

